

特養 1ヶ月利用料金

※令和6年8月以降
(1ヶ月/30日計算)
(単位:円)

		第1段階		第2段階		第3段階①		第3段階②		第4段階		第4段階(2割負担)		第4段階(3割負担)	
介護度 1	介護費	24,929円		24,929円		24,929円		24,929円		24,929円		49,857円		74,786円	
	食 費	9,000円	33,929円	11,700円	49,529円	19,500円	57,329円	40,800円	78,629円	43,350円	95,729円	43,350円	120,657円	43,350円	145,586円
	居住費	0円		12,900円		12,900円		12,900円		27,450円		27,450円		27,450円	
介護度 2	介護費	27,430円		27,430円		27,430円		27,430円		27,430円		54,860円		82,289円	
	食 費	9,000円	36,430円	11,700円	52,030円	19,500円	59,830円	40,800円	81,130円	43,350円	98,230円	43,350円	125,660円	43,350円	153,089円
	居住費	0円		12,900円		12,900円		12,900円		27,450円		27,450円		27,450円	
介護度 3	介護費	30,039円		30,039円		30,039円		30,039円		30,039円		60,079円		90,118円	
	食 費	9,000円	39,039円	11,700円	54,639円	19,500円	62,439円	40,800円	83,739円	43,350円	100,839円	43,350円	130,879円	43,350円	160,918円
	居住費	0円		12,900円		12,900円		12,900円		27,450円		27,450円		27,450円	
介護度 4	介護費	32,541円		32,541円		32,541円		32,541円		32,541円		65,081円		97,622円	
	食 費	9,000円	41,541円	11,700円	57,141円	19,500円	64,941円	40,800円	86,241円	43,350円	103,341円	43,350円	135,881円	43,350円	168,422円
	居住費	0円		12,900円		12,900円		12,900円		27,450円		27,450円		27,450円	
介護度 5	介護費	35,007円		35,007円		35,007円		35,007円		35,007円		70,013円		105,020円	
	食 費	#REF!	44,007円	11,700円	59,607円	19,500円	67,407円	40,800円	88,707円	43,350円	105,807円	43,350円	140,813円	43,350円	175,820円
	居住費	0円		12,900円		12,900円		12,900円		27,450円		27,450円		27,450円	

- ※ 介護費は、[基本単位＋看護体制\(Ⅰ、Ⅱ\)＋日常生活継続支援＋栄養マネジメント強化加算＋夜勤体制加算＋科学的介護推進体制加算個別機能訓練加算\(Ⅰ・Ⅱ\)＋感染対策向上加算Ⅱ＋生産性向上推進体制加算＋介護職員処遇改善加算\(Ⅰ\)](#)の合計単位数で計算されています。なお、その他の加算サービスを受ける場合には、この限りではありません。
- ※ 食費 : 1,445円/1日 (第1段階＝300円、第2段階＝390円、第3段階①＝650円、第3段階②＝1,360円、第4段階＝1,445円)
居住費(多床室) : 第1段階＝0円、第2段階～第3段階＝430円、第4段階＝915円

世帯全員が市町村民税非課税の方(市町村民税世帯非課税者)や生活保護を受けておられる方の場合には、保険者へ介護保険負担限度額認定申請を行うことにより、第1段階～第3段階まで居住費及び食費の負担が軽減されます。

利用者の収入の状況		区分
生活保護受給者		利用者負担
世帯全員が市町村民税非課税者	世帯(世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。)老齢福祉年金受給者 預貯金が単身1,000万円、夫婦2,000万円以下	第1段階
	年金等の収入が80万円以下の方 預貯金等が単身650万円、夫婦1650万円以下	利用者負担 第2段階
	利用者負担第2段階以外の方(課税年金収入が80万円超 122万円以下の方) 預貯金等が単身550万円、夫婦1550万円以下	利用者負担 第3段階①
	利用者負担第2段階以外の方(課税年金収入122万円以上の方) 預貯金等が単身500万円、夫婦1500万円以下	利用者負担 第3段階②
上記以外の方		利用者負担 第4段階

※世帯全員及び配偶者(世帯分離している場合も含む)が住民税非課税で本人の課税対象年金額等の所得合計金額の状況にあわせて負担段階が決定します。

特別養護老人ホーム 千歳園
〒733-0853
広島市西区山田新町2-7-2
TEL: (082) 272-5181

